

# ドイツ会計基準の国際化の動き

－2009年会計基準近代化法に至るまでの動きとその方向性－

東 良 徳 一

## Internationalization of German Accounting Regulation － History till 2009 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz and its Foreseeable Development －

HIGASHIRA Tokuichi

### 目 次

1. はじめに
2. 1985年の決算基準法 (BiRiLiG) の概要とその意義
3. 1998年の資本調達容易化法 (KapAEG) の中の会計の国際化に関する規定の概要とその意義
4. 1998年の企業領域統制・透明化法 (KontraG) の中の会計の国際化に関する規定の概要とその意義
5. 2004年の会計関連法制改革法 (BilReG) の概要とその意義
6. 2009年の会計基準近代化法 (BilMoG) の概要
7. 2009年の会計基準近代化法 (BilMoG) の意義とドイツ商法会計の今後の展望 (まとめに代えて)

### Abstract

Late 1970s, EC started the harmonization/unification of accounting within the member states of EC. Along this movement, internationalization of German accounting regulation started in the mid 1980s. In Germany Bilanzrechtsreformgesetz was passed the parliament and published in 2004. It provided, in compliance with the EC Regulation, that the consolidated financial statements of the capital market oriented companies are to be prepared in conformity with IFRSs (International Financial Reporting Standards) which are developed and being developed by IASC (International Accounting Standards Committee). Regarding (mainly) the standalone financial statements, 2009 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz tried to introduce IFRSs into German Commercial Code accounting regulation as much as possible. In this paper, I tried to trace the movement of the internationalization of German accounting regulation till 2009 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz, tried to find out the meaning of these laws and tried to predict the foreseeable development of German accounting regulation.

**キーワード**：2009会計基準近代化法，2004会計関連法制改革法，国際会計基準審議会，国際財務報告基準，ドイツ商法，公正価値会計，情報提供機能

**keywords**：2009 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG)，2004 Bilanzrechtsreformgesetz (BilReG)，International Accounting Standards Board (IASB)，International Financial Reporting Standards (IFRS/IFRSs)，German Commercial Code (Handelsgesetzbuch: HGB)，Fair Value Accounting，Function of Providing Information

## はじめに

2009年5月、ドイツでは会計基準近代化法 (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz: 通称 BilMoG) が公布され施行された<sup>1</sup>。これは元々2007年11月に連邦法務省 (Bundesministerium der Justiz) から出された法案で、国際会計基準審議会 (IASB) が設定する国際財務報告基準 (IFRS) の基本的な考え方をドイツの商法会計基準に大幅に取り入れようとしたものである<sup>2</sup>。

欧州では1957年にローマ条約 (欧州共同体条約) が発効し、欧州経済共同体 (EEC) が発足した。この EEC は1967年のブリュッセル条約発効により欧州共同体 (EC), 1993年のマーストリヒト条約発効により欧州連合 (EU) へと発展し、加盟国も EEC 発足時の6カ国から EU 発足時には12カ国, 2010年11月現在では27カ国に増加しているが、当初のローマ条約の前文にあるように、EEC, EC, EU の目指すものの中には以下のものが含まれている<sup>3</sup>。

- 欧州を分割している諸々の障壁を撤廃することにより、これらの諸国の経済および社会的進歩を確保する
- 諸々の障壁の撤廃のためには、一致した行動により安定的拡大、貿易の均衡および公正な競争を保証することが必要
- 欧州諸国の経済の一体化を強化し、かつ、地域間格差および不利な条件にある地域の遅れを縮小することにより、調和した発展を確保する
- 共通の通商政策により、国際貿易に対する諸々の制限を漸次撤廃する

これらの目標を達成するための一つの方策として加盟国での会計基準の調和・統一という課題があり、EEC 発足当初からの主要メンバーであるドイツも伝統のあるドイツ会計を少なくとも EEC・EC の枠内において国際的なものにする義務があり、その作業を進めてきた。

ドイツの会計基準は、古くから株式法 (Aktiengesetz: AktG) や商法 (Handelsgesetzbuch:

---

<sup>1</sup> 個々の規定の適用は、2008年1月1日以降開始年度からというものから、2010年1月1日以降開始年度からというものまでさまざまである。

<sup>2</sup> ただ、後でも述べるように2008年9月の米国におけるリーマン・ブラザーズの破たんなどの影響によりドイツの商法会計基準の IFRS への近接化の方向が少し鈍ってしまったものになってしまっている。

<sup>3</sup> ローマ条約は欧州経済共同体設立条約 (Treaty establishing the European Economic Community) と欧州原子力共同体設立条約 (Treaty establishing the European Atomic Energy Community) の2つの基本条約からなるが、ここで引用したものは欧州経済共同体設立条約からのものである。

HGB) で規定されており<sup>4</sup>、会計基準の変更は一括改正法<sup>5</sup>により行われるのが一般的である。各一括改正法には名前がつけられており、ドイツの会計基準変遷の節目となった一括改正法は以下のものである。

1985年 Bilanzrichtliniengesetz：通称 BiRiLiG（決算基準法）

1998年 Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz：通称 KapAEG（資本調達容易化法）

Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich：通称 KontraG  
（企業領域統制・透明化法）

2004年 Bilanzrechtsreformgesetz：通称 BilReG（会計関連法制改革法）

2009年 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz：通称 BilMoG（会計基準近代化法）

本小稿では、この2009年の BilMoG およびそれに至るまでの節目となった一括改正法の内容をドイツの会計基準の国際化の視点から見ることにより、今後のドイツの会計基準がどのような方向を向いていくのかにつき考察することにした。

## 2. 1985年の決算基準法（BiRiLiG）の概要とその意義

EC はローマ条約が目指す「加盟国の経済および社会的進歩の確保」「加盟国の経済の一体化の強化」「それらを実現するための諸々の障壁の撤廃」などを実現するための一つの方策として会計基準の調和・統一を目指し、1978年7月には「資本会社の個別決算書に関する第4号指令」<sup>6</sup>を、1983年6月には「資本会社の連結決算書に関する第7号指令」<sup>7</sup>を可決していた。

EC や EU が制定する法規には、EC や EU の基礎となる「条約 (treaty)」, 加盟国の市民や域内の企業を直接拘束する「規則 (regulation)」, さらに「指令 (directive)」と言われるものがある<sup>8</sup>。「指令 (directive)」は加盟国の国内法に導入されてはじめて加盟国の市民や域内の企業を拘束するもので、加盟国の政府は各指令に定められた期限までに国内法に導入することとされる。

ドイツではこれらの EC 指令を1985年の決算基準法 (Bilanzrichtliniengesetz：BiRiLiG)

---

<sup>4</sup> 1985年の BiRiLiG までのドイツの会計基準については W. Freericks [1987] 訳本48-60頁に詳しく紹介されている。

<sup>5</sup> ドイツでは法律改正にあたり、異なる法典の関連する法律（例えば、商法と所得税法と法人税法など）を一括して改正する法案を作成し、一括審議する。この法律を一括改正法と言い、それぞれに改正目的などを明示した名前が付けられる。

<sup>6</sup> European Economic Community [1978]

<sup>7</sup> European Economic Community [1983]

<sup>8</sup> 「条約 (treaty)」は EC / EU の一次法であり、「規則 (regulation)」と「指令 (directive)」は二次法である。

で国内法に導入した。このBiRiLiGが導入される直前までは、ドイツの会計基準は1965年の株式法と1969年の開示法（Publizitätsgesetz：PublG）の中で規定されており、ドイツとフランスに代表される貸借対照表中心の「債権者保護」に重点を置いた「ヨーロッパ大陸型会計基準」であった。ところが、ECの指令、特に「個別決算書に関する第4号指令」は、イギリスに代表される損益計算書中心で「投資家保護」に重点をおいた「アングロ・サクソン型会計基準」の影響を、また、「連結決算書に関する第7号指令」は国際的な企業展開が大幅に先行しており、連結決算の技術でも先行していたアングロ・アメリカの影響を大きく受けていたため、ドイツの国内法にこれらを導入するにはかなりの抵抗があった。この抵抗を和らげるため、「個別決算書に関する第4号指令」に特定の会計処理方法を一律に強制しないという選択権規定を大幅に盛り込むことにより「ヨーロッパ大陸型会計基準」と「アングロ・サクソン型会計基準」の妥協を図り、さらにはドイツの国内法への導入にあたっては、『EC会計指令のイギリス的な「true and fair view（TFV：真実かつ公正な概観）」というレトリックを「正規の簿記の原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung：GoB）」という表現を使って1965年ドイツ株式法以来のドイツの会計原則の底に流れる思想を継承』<sup>9</sup>するという手法を使うことにより、1985年に商法第3編を新設し、ECの「個別決算書に関する第4号指令」、「連結決算書に関する第7号指令」さらには「1984年 監査人の資格に関する第8号指令」<sup>10</sup>をドイツ国内法に導入することに成功した。

ちなみに「個別決算書に関する第4号指令」で認められていた各種の選択権規定の主なものとそれらのドイツでの導入状況は表1のようなものであった。

表1：「第4号指令」で認められていた選択権規定とドイツでの導入状況

「第4号指令」で認められていた選択権規定	ドイツでの導入状況
①固定資産および棚卸資産については、再調達価額での評価を認め、それ以外の科目についてはインフレーションを考慮した評価を認める	ドイツはこれを導入しなかった
②試験研究費・開発費の資産計上を認め、5年で償却する。また、一定の条件の下で償却期間を延長できるものとする	ドイツでは試験研究費・開発費の資産計上を認めなかった
③営業権の償却は、経済的利用期間を超えない期間であれば、5年を超えた償却期間を認めることができる	ドイツはこれを導入
④棚卸資産およびその他の有形流動資産の評価方法としては、加重平均法、先入先出法、後入先出法、その他これらに類似する方法を規定することができる	ドイツでは棚卸資産についてのみこれら全ての方法を認めた

<sup>9</sup> 木下 [1996] 352頁

<sup>10</sup> European Economic Community [1984]

⑤一定の条件のもとに、個別決算上、子会社・関連会社の持分の評価として持分法を用いることを認める	ドイツはこの評価方法を認めなかった
⑥自己株式の取得を認めている場合、自己株式科目を貸借対照表上に（何らかの方法で）表示しなければならない	ドイツでは借方科目として「自己株式」を表示するだけでなく、一旦、準備金を取崩し、新たに「自己株式準備金」を計上しなければならないこととした
⑦企業支配持分は20%を超えない範囲で加盟国が任意に設定する	ドイツは20%を採用したが、ベルギーとフランスは10%を採用した
⑧損益計算書の表示方法としては、総原価法と売上原価法を認める。また、勘定様式も報告様式も認める	この結果、損益計算書の表示方式は4種類になるが、ドイツでは4種類とも認めることとなった
⑨損益計算書には利益処分計算書（損失金処理計算書）を含むことができる	ドイツでも利益処分計算書（損失金処理計算書）を含むことができるとした

出所：東良 [1988a] 174-175頁, [1988b] 190-191頁より抜粋

これらの規定から分かるように、「個別決算書に関する第4号指令」で認められていた選択権は2つのレベルでの選択権であったことが分かる。一つはEC加盟国がどのような会計処理と表示規定を国内法に規定するかという国レベルでの選択権であり、他の一つは決算書作成にあたってどのような会計処理と表示を選ぶことができるかという決算書作成者レベルでの選択権であった。国レベルでの選択権があったということは、まずは社会制度と歴史の異なる加盟国での会計処理・表示を一つの基準の下で規定することがEC指令の最大の目標だったことから、多くの点で様々な妥協をした結果であったことは明らかである。

いずれにしても、1985年のBiRiLiGは「ドイツにおける会計基準の大改革」であり、「ドイツ会計基準の国際化の始まり」だったと行うことができよう。

なお、大陸側の欧州には大きな企業は少なく、多くの中小企業が経済の中心となっていたことから、このときすでにEC指令の中に企業の規模を大中小に区分し、新会計基準の適用を中小の企業には緩和する措置がとられており、BiRiLiGでもこれらを採用入れている。具体的には以下のようなものであった<sup>11</sup>。

- ・大中小会社区分

表2にある総資産・売上高・従業員数の3つの基準のうち2つ以上の基準を2年連続して満たした場合に、2年目から該当する規模区分に分類される。

<sup>11</sup> デュッセルドルフ日本商工会議所 [1986] 7・8・13・21頁を参考にした。

表2：ドイツ商法267条による大中小会社区分（1985年時点のもの）<sup>12</sup>

	小会社	中会社	大会社
総資産	DM 3.9百万以下 (約€ 2.0百万)	DM 15.5百万以下 (約€ 7.9百万)	DM 15.5百万超 (約€ 7.9百万)
売上高	DM 8百万以下 (約€ 4.1百万)	DM 32百万以下 (約€ 16.4百万)	DM 32百万超 (約€ 16.4百万)
従業員数	50人以下	250人以下	250人超

出所：1985年時点でのドイツ商法267条より筆者作成

なお、ECのいずれかの資本市場で株式およびその他有価証券を上場している会社や店頭取引されている会社は基準値の如何を問わず大会社とみなされる（商法 第267条第3項）。

・大中小会社の監査および開示義務

商法267条に基づき大中小会社に区分された会社は、表3に示したように、それぞれの規模に応じて開示する決算書の種類、その詳しさ、作成と開示の期限、開示方法、外部監査人による会計監査義務が異なる。中小の会社には規模に応じて軽減措置が図られている。

表3：大中小会社の監査および開示義務

ドイツ商法の監査・開示義務		小会社	中会社	大会社
年度報告書 (個別決算書)	貸借対照表	簡略	詳細 (開示は簡略可)	詳細
	損益計算書	簡略 (開示不要)	簡略	詳細
	注記	簡略 (開示は貸借対照表 に関する注記のみ)	やや簡略 (開示はさらに簡略)	詳細
	状況報告書	必要 (開示・監査は不要)	必要	
作成・ 開示期限	作成期限	貸借対照表日から 6ヶ月以内	貸借対照表日から 3ヶ月以内	
	開示期限	貸借対照表日から 12ヶ月以内	貸借対照表日から 9ヶ月以内 <sup>13</sup>	
外部監査人による会計監査		不要	貸借対照表日から8ヶ月以内	
開示方法	登記	登記裁判所に提出		
	公告	登記裁判所に提出したという事実を 連邦公報に公示		開示書類一式を 連邦公報に公示

出所：1985年時点でのドイツ商法より筆者作成

<sup>12</sup> この大中小会社区分の基準値は1994年、1999年、2002年（Euroへの読み換え）、2004年、2009年に変更があり、徐々に中小会社の規模基準が緩和されている（以下の第6章および第6章の表5を参照のこと）。

<sup>13</sup> 中会社と大会社の決算書の開示期限は、その後、小会社と同じく「貸借対照表日から12カ月以内」に変更されている。

### 3. 1998年の資本調達容易化法（KapAEG）の中の会計の国際化に関する規定の概要とその意義

1985年のBiRiLiG以降、1993年10月のダイムラー・ベンツ社（Daimler-Benz社）によるニューヨーク証券取引所（NYSE）への上場にあたっての米国会計基準による損失計上事件まで、ドイツにおける会計基準の国際化に関しては大きな動きはなかった<sup>14</sup>。このDaimler-Benz社の事件は、ドイツ企業として初めてのNYSE上場にあたり、ドイツ商法に準拠した決算を用いることを認めるようにNYSEと交渉したが認められず、従業員年金引当金などの会計処理原則の差により、ドイツ商法による決算においてはDM 615百万の利益を計上していたにもかかわらず、米国基準ではDM 1,839百万の損失を計上したというものであった<sup>15</sup>。この事件を機にEUは会計基準の調和・統一の戦略をそれまでの「EU/EC加盟国内の会計基準の統一（さらに言えば、EU/EC加盟国内だけに通用する会計基準）」から「EU/EC加盟国内の会計基準の統一 プラス EU主導での世界基準の標準化」を目指すようになり、1995年11月のEU委員会の意見書「会計の調和：国際的調和のための新たな戦略」<sup>16</sup>では、「IASを通じてのEUの会計基準の統一・調和」と「米国会計基準の可能な限りの排除」を謳ったのである。

国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）は、1973年に日本を含む10カ国9つの会計士団体（英国とアイルランドは一つの会計士団体として参加）により民間組織として設立された国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：IASC）により設定されつつあったものである。このIASCはロンドンに本拠地を持っていたが、EC/EUとは全く関係なく設立され活動していたもので、EUが米

---

<sup>14</sup> ドイツ会計基準の国際化からは少し話がずれるが、ドイツ商法 第292条ではEC加盟国以外の会社のドイツ子会社がさらに子会社などを持っている場合、当該外国会社が作成する連結決算書がドイツの連結決算基準と同等と認められる連結決算基準に準拠して作成されていると認められる場合は、当該外国会社の連結決算書をドイツで開示することにより当該ドイツ子会社のドイツ商法に基づく連結決算書作成義務は免除されると規定されていた。そこで、この規定が日本の会社のドイツ子会社に適用されるか否かにつき、ドイツ商法で規定されている連結決算が始まる1990年までに様々な議論があった。筆者の発案により1990年10月に実現したドイツ法務省とデュッセルドルフ日本商工会議所の会議では、ドイツ企業がドイツ基準で作成した連結決算書を日本での開示目的で利用することができるなら、日本企業のドイツ子会社にドイツ商法 第292条を適用できることが確認されていた（Biener, 1990）。これを受けて、デュッセルドルフ日本商工会議所は東京証券取引所から、それまでに日本で上場していたドレスナー銀行、コメルツ銀行、バイエル、フォルクスワーゲン、ドイツ銀行、ダイムラー・ベンツ、BASFがドイツ基準で作成した個別及び連結決算書の日本語訳を開示している旨の書面（大沢・新井, 1990）を入手し、ドイツ法務省に提出した。

<sup>15</sup> Reghavan and Sesit, The Wall Street Journal [1993] p. A 1.

<sup>16</sup> Commission of the European Communities [1995] p. 2-6, 12-14.

国会計基準に対抗できるに十分なものと認めたものである。

Daimler-Benz 社の事件の一つの問題はドイツ商法基準と米国基準に基づく利益の間に大幅な差が出る点であったが、もう一つの問題としては、ドイツ商法基準と米国基準の2つの基準に基づく決算書の作成に手間と費用がかかるという点であった。Daimler-Benz 社は上場にあたりドイツ商法基準での決算書を用いることができないことになったため、ドイツ商法に従った決算書を基にして米国基準に従った決算書との間の「調整計算(Überleitung)」を行ったがこれは極めて手間のかかる手続きであった<sup>17</sup>。

1998年、ドイツは資本調達容易化法(Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz: KapAEG)という一括改正法の中で商法 第292a 条を新設し、上場会社については国際的に認められた会計基準で連結決算書を作成・開示するなら、ドイツ商法に定める会計規則に基づいた連結決算書の作成義務を免除するとした。ここで言う「国際的に認められた会計基準」がどの会計基準を指すかについて、商法条文上は不明確であったが、国会審議過程での「法の趣旨」の解釈から、IAS と米国基準 (US-SEC 基準) を指すとするのが定説とされた<sup>18</sup>。すなわち、新設された商法 第292a 条は、Daimler-Benz 社以降、米国で資金調達を企画するドイツ企業が増加し、それらの企業から米国基準とドイツ基準の2種類の会計基準に基づいて2種類の決算書を作成する負担を軽減してほしいという要求にドイツ政府が応えたものだったのである。EU の基本的な方向としては「米国会計基準の可能な限りの排除」を謳っていたが、ドイツ企業の国際化にあたっての目前の問題に対処しなければならない国としての決定としては「米国会計基準を認める」とせざるを得なかったのである。2004 年末までには新たな方策を設定し、商法 第292a 条は2004年末には失効するという期限付きの条文であったことから、この措置はドイツ政府がIAS や US-SEC 基準に屈したのではなく、あくまでも、米国で資金調達をするドイツ企業の増加とそれを保護し促進するための一時的な回避措置という位置付けだったことが明らかである。

KapAEG のドイツ会計上の位置付けとして、KapAEG の政府法案理由書に「慎重性原則、基準性原則による利益決定面への国際的基準の影響はない」とする点を指摘し、債権者保護目的および課税利益決定目的というドイツの個別決算書の任務とは別扱いで、国際資本市場を意識した情報提供任務を連結財務諸表レベルでねらったものとする見解があるが<sup>19</sup>、その通りで、1985年のBiRiLiGで規定された連結決算に関する規定ではまだ意識が低かった「決算書の情報提供機能」がドイツの商法規定の中で大きく意識されるようになって

<sup>17</sup> 鈴木 [2000] 36頁

<sup>18</sup> 東良 [2000] スライド No.13

<sup>19</sup> 井戸 [2001] 31頁



たドイツ会計の大きな意識転換の始まりと評価できるものである。

#### 4. 1998年の企業領域統制・透明化法（KontraG）の中の会計の国際化に関する規定の概要とその意義

米国企業を中心としたグローバル化とワールドワイドでの企業再編の波が、1993年の欧州単一市場の開始によりドイツ企業を含む欧州企業にも広がってきていたが、欧州大陸では米国企業的な「株主価値の最大化（maximizing shareholder value）」重視の経営の方向には向かず、企業の所有者としての株主だけでなく債権者および従業員などの利害関係者の利益も考慮したコーポレートガバナンス<sup>20</sup>が議論されるようになっていた。特に、ドイツでは民営化後の旧官営企業の古い管理体制および金融機関の間接金融による企業支配体質の見直し機運が高まり、さらには企業の大型倒産や企業不祥事の連続<sup>21</sup>もあり、企業のリスク管理体制の向上が求められるようになってきていた。この課題に対し、ドイツでは1998年に主として株式法と商法の改正を含む一括改正法としての企業領域統制・透明化法（Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich：KontraG）が制定され、監査役会の改革と強化、監査役会と外部監査人との協力の強化、外部監査人の質の向上、株主総会による取締役会の管理強化が図られた<sup>22</sup>。

この一括改正法の中でドイツの会計の国際化に関連して以下のものが改定・新設された<sup>23</sup>。

- ① 商法 第297条と第298条の改定により、上場会社が作成する連結決算書に、キャッシュフロー計算書とセグメント報告を含め、付属明細書を拡充する。
- ② 商法 第342条が追加され、ドイツの会計基準の設定を委任される民間の会計委員会（privates Rechnungslegungsgremium）を設立する。

ドイツの伝統的な決算書にはなかったキャッシュフロー計算書とセグメント報告を上場会社の連結決算書だけとは言えドイツの商法基準に規定したことは、この時期からドイツ会計が連結決算書に関しては「情報提供機能」を重視する方向へ意識転換しはじめたあか

<sup>20</sup> 欧州ではドイツの共同決定法（Mitbestimmungsgesetzes）に代表される従業員の企業経営参加が法的に整備されている。

<sup>21</sup> ドイツでは、バルザム社（Balsam）の粉飾決算、メタルゲゼルシャフト社（Metallgesellschaft）の投機的投資による巨額損失、クレックナー・フンボルト・ドイツ社（Klöckner-Humboldt-Deutz）の粉飾決算、シュナイダー社（Schneider）の不正な投機による破綻などが連続して起こった。

<sup>22</sup> 池田 [2000] 1頁

<sup>23</sup> 新設の商法 第342条の内容とDRSCの組織と役割については、PwC Deutsche Revision [2001] 4-5頁、佐藤誠二・稲見 [1998] 75-84頁、平松 [1998] 1-11頁を参考にした。

しといえる。

新設された商法 第342条第1項では、元々ドイツ連邦法務省が持っている以下の任務を民間の会計委員会に委任するとしている。

- (1) 連結財務諸表の作成に関する諸原則の適用のための勧告
- (2) ドイツ連邦法務省が会計規則を法制化する際のアドバイス
- (3) 国際的な場における会計基準設定のための様々な組織においてドイツを代表すること

これに基づいてドイツ会計基準委員会 (Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee e. V. : DRSC) が設立され、連邦法務省によって商法 第342条第1項に定める「民間の会計基準設定委員会」として認知された。

商法 第342条第2項では、「(民間の会計基準設定委員会として認知された：筆者註) 機関の勧告が遵守されるときに限り、連結会計に関して正規の簿記の原則 (GoB) が遵守されているものと推測される」としており、さらに商法 第297条第2項で連結決算書は GoB を遵守して作成しなければならないとされていることから、DRSC の勧告はドイツの連結会計基準となることになった訳である。

DRSC は総会、理事会、事務局、諮問協議会、ドイツ基準設定審議会 (Deutscher Standardisierungsrat : DSR) から構成されているが、この DSR がドイツの会計基準 (Deutsche Rechnungslegungs Standards : DRS) の調査・設定・解釈、さらには基準の草案の作成と公表など、実質的にドイツの連結会計基準を作成する組織となった訳である。DSR は国内外の会計制度に精通した第三者的立場にある会計専門家から構成されており、会合には連邦法務省の代表者がオブザーバーとして参加でき、さらには経済界・学界・公認会計士<sup>24</sup>および財務アナリストなどの助言を受ける。

KontraG によって組織された DRSC の DSR は、このように実質的なドイツの連結会計基準設定主体としての大きな役割を与えられたのであるが、さらに重要な点は、商法 第342条第1項第3号の規定により、DSR が国際的な会計基準の設定を行う国際的な組織にドイツの代表として参加することになった点である。商法の中に「国際的な会計基準の設定」という文言が入ったことは、ドイツが「国際的な会計基準」の存在を法的にも認めたことを意味し、さらには実質的にドイツの会計基準設定主体となった DSR に「国際的な会計基準の設定」にあたりドイツを代表する役割を与えたことは、将来におけるドイツの会計基準の二元化をこの時点ですでに前提として、それらをどのように取扱うかを DSR

<sup>24</sup> “Wirtschaftsprüfer” は「経済監査士」と日本語訳されることも多いが、日本の公認会計士に該当する。

に託したものと理解できる<sup>25</sup>。

## 5. 2004年の会計関連法制改革法（BilReG）の概要とその意義

1999年1月1日、EU加盟15カ国のうち11カ国がユーロを導入した<sup>26</sup>。ただ、ユーロ紙幣と硬貨が流通するのは2002年1月1日で、それまでの3年間はユーロ加盟国の既存通貨の紙幣と硬貨が流通し、固定換算レートで換算されたユーロは銀行間取引などでのみ使用されていた。

ユーロの導入により、資本市場における投資活動がユーロ圏、ひいてはEU域内で広く行われることになるため、投資活動を阻害する「決算書の比較可能性の欠如」を取り除くための統一した会計基準の設定を緊急に策定する必要が出てきた。これは、1999年のEU委員会の意見書「金融サービス：金融市場のフレームワークの構築：アクション・プラン」で明確に述べられているものである。この1999年の意見書で注目すべき点は、①IASが目下のところ会計報告義務を統一するための最善の基準対象（the most appropriate bench-mark）であるとしているものの、他方で②IASで作成されたものがEUのルール（EU rules）に合致し、関連するEU全体の政策（EU public policy concerns）と整合するかを検証作業（screening mechanism）は必要としている（アクション・プランの部）<sup>27</sup>ことから、EU独自の会計基準を捨て去りIASに置き換えるのではなく、あくまでもEUの会計基準である「個別決算書に関する第4号指令」および「連結決算書に関する第7号指令」を改定し、その中でIASを適用するにあたってのEU固有の検証と承認のメカニズムを作ろうとする方針が見える点である。

EU委員会は2000年の意見書「EUの会計報告戦略：今後の進路」で1999年の意見書をさらに発展させ、EUの上場会社の連結決算書はIASに準拠して作成するという規定を遅くとも2005年から発効させるものとするが、採用するIASについては明確に「承認手続き（endorsement mechanism）」を定義し、IASといえどもEUの承認手続きを経なければならない、すなわち、IASの適用は政治レベルと技術レベルの二重構造とするとした<sup>28</sup>。

<sup>25</sup> KapAEGで米国基準を認めたとはいっても、2004年末までの期限付きであり、その後のドイツ会計基準の二元化をこの時点で前提にしていたと考える訳である。

<sup>26</sup> このときイギリス、デンマーク、スウェーデン、ギリシャがユーロを導入しなかったが、2001年にはギリシャもユーロを導入した。

<sup>27</sup> Commission of the European Communities [1999] 7頁

<sup>28</sup> Commission of the European Communities [2000] 1頁

2000年の意見書に基づき、EUは2002年7月に「国際会計基準適用規則」<sup>29</sup>を採択した。内容としては1999年および2000年のEU委員会の意見書を具体化したもので、主なものは以下の通りである。

- ① EU域内の証券市場で取引することを認可されている有価証券（株式や社債など）を発行している会社（以下、「証券市場認可会社」という）には、2005年1月1日以降に開始する事業年度から「国際的会計基準」<sup>30</sup>に準拠した連結決算書を作成することを義務付ける（第4条）
- ② 上記の証券市場認可会社の個別決算書および非認可会社の連結決算書と個別決算書に「国際的会計基準」の適用を義務付けるか、あるいは選択権を確保するかは、加盟国ごとの裁量にゆだねられる（第5条）
- ③ 「国際的会計基準」の適用にあたっては、EUの会計基準である1978年の「個別決算書に関する第4号指令」および1983年の「連結決算書に関する第7号指令」に抵触しないことなどを条件に、委員会によって承認されねばならないとした（第3条、第6条）

なお、2001年にIASBは国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, “IASB”）に改組しており、IASBではIASBが作成する会計基準である「国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）」と「解釈指針（International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC）」だけでなくIASBが作成していたIASも含めて「国際財務報告基準（IFRSs）」としており、EUの「国際会計基準適用規則」でもこれら全てを「国際的会計基準」とするとしている（第2条）<sup>31</sup>。

ここで、さらに重要な点は、2002年の「国際会計基準適用規則」では米国基準については何も触れられておらず、あくまでもEUとしてはIFRSsをEU基準とし、米国基準は認めないと言う立場を暗に強調している点である。この点に関連して、米国では2001年にエンロン事件、2002年にワールドコム事件が連続して起こった。これらの事件は米国会計基準の「細則主義」の弱点を利用した大型粉飾事件で、これらの事件により、米国でも「原則主義」を奉じるIFRSsを採用すべきではないかという声が大きくなり、2002年9月には米国財務会計基準審議会（FASB）とIASBのとの共同会議で、IFRSsと米国基準との収斂を目指すノーワーク合意が取り交わされ、国際的な会計基準の収斂がますます加速

<sup>29</sup> European Communities [2002]

<sup>30</sup> EU規則では「国際会計基準（IAS）」そのものを適用しなければならないと言っているのではなく、まずは「(何らかの)国際的会計基準を適用するものとする」とし、その上で「国際会計基準（IAS）/国際財務報告基準（IFRSs）」を「国際的会計基準」とするとしている。

<sup>31</sup> 1999年と2000年のEU委員会の意見書および2002年のEU規則については、佐藤誠二・木下・稲見・佐藤博明 [2007] 70-80頁を参考にした。

される機運が高まってきていた。

さて、ドイツでは1998年のKapAEGで新設された商法第292a条は期限付きの条文で、2004年末には失効することになっていた。すなわち、IASまたはUS-SEC基準で連結決算書を作成・開示するなら、ドイツ商法に定める会計規則に基づいた連結決算書の作成義務を免除するという一時的な回避措置規定が2004年末に失効することから、その後の対応を早急に決定する必要に迫られていた。このドイツでの検討と並行する形で2002年7月にEUから「国際会計基準適用規則」が出され、同年9月には米国FASBとIASBとの間でノーワーク合意が交わされたのである。このEUの「国際会計基準適用規則」は「EU規則(EU Regulation)」であり、「EU規則」は各加盟国の国内法に導入されなくても加盟国およびその市民を直接拘束するものであることからこの「EU規則」をドイツも国内法に導入する義務があり、この義務を果たす形で、2004年に一括改正法「会計関連法制改革法(Bilanzrechtsreformgesetz: BilReG)」を可決した。このBilReGの主たる内容は会計監査人の独立性確保の強化に関する法律とEUの「国際会計基準適用規則」のドイツ国内法への導入であった。このうち、EUの「国際会計基準適用規則」のドイツ国内法への導入の内容は以下のものであった<sup>32</sup>。

- ① 2005年1月1日以降、「上場・上場申請会社」<sup>33</sup>の連結決算書作成基準として「国際会計基準(IFRSs)」の採用を義務化し、1998年のKapAEGで2004年末までの期限付きで認められていたUS-SEC基準による連結決算書でのドイツ商法に基づく連結決算書の代替は認めない（米国資本市場での上場によりUS-SEC基準を採用していた会社へのIFRSsの強制適用は、商法施行法Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuchにより、経過措置として2007年1月1日からとされた）。これにより、1998年のKapAEGにより2種類の決算書を作成する手間と費用をかけなくてもよくなっていた米国の資本市場に上場するドイツ企業は、再びIFRSsによる連結決算書とUS-SEC基準による連結決算書を作成しなければならなくなった。なおIFRSsに準拠する連結決算書の表示はドイツ語、通貨はユーロとし、また、ドイツ商法の決算書体系との

<sup>32</sup> 会計関連法制改革法(BilReG)の内容については、新設の商法第315a条と部分改定された第325条に加え、PwC Deutsche Revision [2004] 8-10頁、佐藤誠二 [2005] 32-47頁、潮崎 [2009] 35-47頁を参考にした。

<sup>33</sup> “kapitalmarktorientierte Unternehmen”の日本語訳として「資本市場指向企業」や「資本市場指向的企業」が多く使われているが、2009年の会計基準近代化法BilMoGで新設された商法第264d条での定義も含めて、“kapitalmarktorientierte Unternehmen”が意味する企業は「当該企業が発行する有価証券でドイツ有価証券取引法第2条第1項第1文の意味における有価証券を証券取引法第2条第5項の意味における組織化された市場で取引することを認可された企業および認可を申請する企業」であることから、本小稿では「上場・上場申請会社」という訳語を使う。

平準化の観点から IFRSs には規定されていない連結状況報告書 (Konzernlagebericht) の作成も義務付けられた。

- ② 2005年以降、「非上場・非上場申請会社」<sup>34</sup>は連結決算書作成基準として IFRSs を選択採用することができ、連結決算書作成基準として IFRSs による連結決算書を作成した場合、ドイツ商法に準拠した連結決算書作成義務が免除される。ただし、IFRSs による連結決算書の作成の際にも、特定のドイツ商法規定（例：通貨、言語、連結状況報告書）などの国内規定の遵守は必要とされている。
- ③ 個別決算書については、大中小会社の区別なく全ての会社は従来通りドイツ商法に基づく決算書の作成を義務付けられ、ドイツ商法に基づく決算書を登記裁判所に提出する義務も存続する。なお、大会社が連邦公報へ公示する個別決算書に関しては IFRSs で作成されたもので代替できる。ただし、ここで「IFRSs で作成されたもので代替できる」のはあくまでも「連邦公報への公示」目的だけであり、この場合も依然としてドイツ商法基準による個別決算書を作成する義務はある。すなわち、個別決算書を IFRSs で作成した大会社は2種類の会計基準に基づいて2種類の個別決算書を作成することになる。

2004年の BilReG で制定された、連結決算書・個別決算書の作成基準を上場・上場申請会社、非上場・非上場申請会社別にまとめると、表4のようになる。

表4：会計関連法制改革法 (BilReG) による2005年からの決算書作成基準

(商法第315a条・第325条の規定より)	EU 域内 上場・上場申請会社	EU 域内 非上場・非上場申請会社
連結決算書	IFRSs を強制適用	ドイツ商法基準と IFRSs の選択適用
個別決算書	ドイツ商法基準を強制適用 大会社の連邦公報開示目的では IFRSs で代替可 (IFRSs で開示しても商法基準のものの作成は強制 = 2種類の決算書)	

出所：ドイツ商法第315a条・第325条の規定より筆者作成

以上が BilReG によるドイツ会計基準の国際化の主要な点であるが、以下の点についても国際化が進められた。

- ◆従来は上場・上場申請会社の連結決算書のみ義務付けられていたキャッシュフロー計算書と資本増減表が、2005年1月1日以降開始する事業年度から非上場・非上場申請会社の連結決算書にも含めることが義務付けられた。
- ◆個別決算書および連結決算書の注記（付属明細書）にデリバティブなどの投資内容に関

<sup>34</sup> 上記の「上場・上場申請会社 (kapitalmarktorientierte Unternehmen)」でない会社のことを本小稿では「非上場・非上場申請会社」ということにする。

する記載をすることが義務付けられた。デリバティブ（スワップ、オプション等）については、その内容と範囲を記載しなければならず、特に、評価に関して市場価値が存在する場合または一般的に容認された評価方法による評価が可能である場合には「公正価値（fair value）」の記載が要求されることとなった（2004年1月1日以降開始事業年度から適用）。尚、小会社については、この記載義務は免除されている。

## 6. 2009年の会計基準近代化法（BilMoG）の概要

2004年のドイツの BilReG は2002年の EU の国際会計基準適用規則をドイツの国内法に取り入れたものであったが、EU が国際会計基準適用規則を出す前の2001年に EU から既に出されていた「EU 公正価値指令」<sup>35</sup>とドイツが BilReG を出す前に2003年に EU から既に出されていた「EU 会計法現代化指令」<sup>36</sup>は BilReG には反映されていなかった。指令（directive）は加盟国の国内法に導入されてはじめて加盟国の市民や域内の企業を拘束するもので「EU 公正価値指令」は2003年末まで、「EU 現代化指令」は2004年末までに EU 加盟各国の国内法に導入することとなっていたが、ドイツは2004年の BilReG に間に合わせるができなかったのである。

このうち EU 公正価値指令では EU 加盟各国の会計基準に公正価値の概念を導入することを要請しており、加盟国が選択できることはその適用範囲だけであり、具体的には「全ての企業に適用するか一定の条件を満たす企業にのみ適用するか」「連結決算書にのみ限定するか個別決算書にも適用するか」だけであった。

ドイツではこれらの EU の指令を国内法に導入するため、上記の1998年 KontraG で制定された商法 第342条第1項に基づいてドイツの会計基準設定委員会となった DRSC の中の DSR に連邦法務省が商法 第342条第1項 第2号に規定する助言を求め、これに応じて DSR は2005年5月に「会計基準近代化法に対するドイツ基準設定審議会の提案」<sup>37</sup>を公表した。

この DSR による提案の主な内容は以下のようなものであった<sup>38</sup>。

- ① 会計処理や評価にはいくつかの方法を選択できるものがあるが、個別決算書においても連結決算書においてもこれらの選択権を廃止すべき

---

<sup>35</sup> European Communities [2001]

<sup>36</sup> European Communities [2003b]

<sup>37</sup> Deutsche Standardisierungsrat [2005]

<sup>38</sup> DSR の提案の内容については、提案の原文以外に、佐藤誠二・木下・稲見・佐藤博明 [2007] 182-184頁、中田 [2006] 119-147頁を参考にした。

- ② 本来、税務会計の基準となるべき企業会計が、税法規定の損金経理要件などにより、逆に税法に制約されることを逆基準性 (umgekehrte Maßgeblichkeit) と言うが、これは決算書を歪めるため、逆基準性は廃止すべき
- ③ IFRSs が採用している公正価値による会計処理については段階的にドイツ商法に導入することに賛成であるが、公正価値は課税所得計算の基礎になり得ないため、基準性原則<sup>39)</sup> (Maßgeblichkeitsprinzip) を廃止すべき

以上からも分かるように、2004年のドイツの BilReG では上場・上場申請会社の連結決算書について IFRSs を強制適用することによりドイツの会計基準の国際化を進めたのであるが、2005年の DSR の提案は個別決算書および非上場・非上場申請会社が作成する連結決算書の基準、すなわち、ドイツ固有の商法会計基準の国際化を IFRSs の考え方を入れることにより目指したものであったと言える。

ドイツ連邦法務省はこの DSR の提案を受けて2007年11月、会計基準近代化法 (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz : BilMoG) の法案を公表した。この法案は、会計処理の選択権の廃止や逆基準性の廃止にとどまらず、DSR の提案をさらに進めて、中小企業を除く全ての業種の企業の個別決算書にも売買目的の金融商品を公正価値で評価するいわゆる「時価会計」を強制するなど、IFRSs の基本的な考え方を大幅に取り入れることにより、ドイツの大企業の個別決算書および非上場・非上場申請会社の連結決算書の情報提供機能を国際的なものにしようとしたものであった。

このドイツ商法の会計基準を IFRSs に近づけるというドイツ政策当局の「近接路線」に対しては、「債権者保護目的」と「投資家保護目的 (情報提供目的)」のそれぞれの会計基準は根本的に相容れないもので、どちらの長所も手にすることはできないのではないかという専門家からの原理的な批判があった<sup>40)</sup>。特に、時価会計は国際決済銀行 (BIS) の自己資本規制との関係で、好況期は資産増→資本増→貸し出し増、不況期は資産減→資本減→貸し出し減の連鎖が起き、銀行の信用創造を通じて経済変動を増幅し、経済の不安定要因となっている面も指摘されていた<sup>41)</sup>。

このような議論が行われ、国会審議が行われているさなかの2008年9月、米国リーマン・ブラザーズの倒産に端を発した国際的な金融危機が発生し、これに対処するため、米国証券取引委員会 (SEC) に続き IASB も2008年10月に売買予定のない有価証券を、公正価値で評価しなければならない「売買目的有価証券」から公正価値で評価しない「満期保有目

<sup>39)</sup> ドイツの基準性原則は日本の確定決算主義に対応するものである。

<sup>40)</sup> 池田 [2009] 72頁

<sup>41)</sup> 日本経済新聞 [2008]



的」や「貸付金」に科目変更できるように会計基準を変更するという政策的な措置を採った。これに対しては会計基準が政策により歪められたという批判だけでなく、この措置を採らざるを得なくなったということで、公正価値会計の経済変動増幅効果（特に不況期の負の連鎖効果）を証明した結果となったのである。

2009年4月、このBilMoGはドイツ連邦参議院で可決され5月に公布されたが、このリーマン・ショックにより、ドイツの商法会計基準への公正価値の導入は限定されたものに後退した。当初の法案に変更を加えられた主なものは以下のとおりである<sup>42</sup>。

- ① 売買目的有価証券の公正価値評価は、法案では中小企業を除く全ての業種の企業の個別決算書にも強制適用することになっていたが、最終的には、金融機関が保有する売買目的の有価証券に限定し、さらには、「売買目的有価証券」は経済危機などの特別な理由があれば他の科目に組み替えることを認めることになった。
- ② 自己創出の無形資産のうち開発費につき法案では資産計上を強制していたが、最終的には資産計上を選択できるように変更された。
- ③ 税効果会計に関して、法案では小会社を除き現行の繰延税金資産計上の選択権を廃止し、計上義務ありとしたが、最終的にはこれまで通り繰延税金負債は計上義務あり、繰延税金資産には計上選択権ありということになった。

最終的に可決されたBilMoGの骨子となっているものは1) 会計処理・評価・表示に複数のものを認める選択権の縮小・廃止による比較可能性の向上、2) 個別決算書に関する会計基準を中心にIFRSsに近接化させることによるドイツ会計基準の国際化、3) 商法の税法に対する逆基準性を廃止し、商法会計を純粋な意味での企業会計にする、4) 個別決算書の情報提供機能を向上させることによる分配可能利益算定機能の低下をカバーするため、情報提供目的の会計処理規定には配当制限を設ける、5) 決算書の情報提供機能を向上させることによる決算作業の複雑化・高コスト化を中小企業に配慮したものに、する。それぞれにつき概観してみる（以下、条文番号のみのものはドイツ商法の条文である）。

### 1) 会計処理・評価・表示の選択権の縮小・廃止による比較可能性の向上

会計処理・評価・表示の方法としていくつかの方法を選択できるとした大きな理由は、1978年と1983年のECの第4号・第7号会計指令およびこれらをドイツ法に導入するため

---

<sup>42</sup> BilMoGの法案と可決分との比較表は千葉修身 [2010a] 47-183頁にあるが、新規定の内容については、Dr.Klaus-Peter Feld・Dr.Norbert Breker [2009]、池田 [2009] 73-77頁、Ernst & Young [2008] [2009a] [2009b]、KPMG [2009] [2010]、佐藤誠二 [2009] 69-77頁を参考にした。

の1985年の一括改正法 BiRiLiG が EC の会計基準をとりあえず調和・統一した形にしようとしたことによる妥協の産物だったことと、商法の税法に対する基準性の原則を厳格に守っていることにするため、逆に商法会計基準の中に税法を考慮した処理も含めることにした点である。これらは両者とも商法の企業会計を歪め、比較可能性を阻害しているものである。これらの選択権を縮小・廃止したものである。

- 有償で取得した営業権（暖簾）の資産計上を義務化（旧第255条第4項の削除）
- 創業費・事業拡張費の資産計上選択権の撤廃（旧第269条の削除）
- 修繕引当金の計上選択権の廃止（原則として計上禁止）（旧第249条第1項第3文の削除）
- 費用性引当金の計上選択権の廃止（原則として計上禁止）（旧第249条第2項の削除）
- 製造原価構成要素に含めることが任意だった間接費や減価償却費も原価要素に含むことを義務化（第255条第2項）

これまでは直接材料費・直接労務加工費のみが製造原価に含めなければならない原価要素であったが、新规定ではこれまで原価要素に含めることが任意だった間接材料費・間接労務加工費・製造に使用される固定資産の減価償却費も製造原価に含めなければならなくなった。

なお、一般管理費のうち原価算入が適切と認められるもの、製造に関連する従業員の福利施設・任意の福利厚生費用・老齢年金費用の製造原価算入は従来通り任意であり、研究費及び販売費は従来通り原価算入不可となっている。

## 2) IFRSs に近接化させることによるドイツ会計基準の国際化

ドイツの会計基準は商法で定められているため、その改正には多大なパワーが必要となる。このため、実務では定着している会計処理でも商法上に根拠条文がないものや税法規定を準用しているものが少なからずあった。これらの会計処理を商法規定上に明文化する作業に加え、公正価値評価を全面的には取り入れなかったものの、債権債務の評価のあちこちに公正価値に近いものを採り入れるなど、様々な点でIFRSsへの近接化を図っている。

- 金融機関が保有する売買目的の金融商品の評価に公正価値を採用（第340e条）

なお、法人税目的でも、金融機関が保有する売買目的の金融商品の評価として公正価値の採用を認めるように変更されている（所得税法 第6条第1項第2b号）。

- ドイツ商法で規定する「時価」の求め方（順位付け）としてIFRSsの公正価値に近い基準を導入（第255条第4項）
- ヘッジ対象（リスク）とそれに対応する金融商品によるヘッジ取引（リスクを補償する取引）を別々に評価するのではなく一つの評価単位として包括的に評価しなければなら

ないというヘッジ会計を導入（第254条）

- 経済的帰属性に依拠した資産・負債・収益・費用の計上と認識の明文化（リース対象物の資産計上など、すでに実務となっている会計処理方法を法規として明文化）（第246条）
- 自己創出の無形資産のうち開発費については資産計上できることに変更（従来は資産計上禁止）（第248条第2項）
- 引当金の評価方法を「返済額」から「履行額」に変更（第253条第1項第2文）
- 引当金対象の事象発生までの期間が1年超の場合の現在価値への割引評価義務の導入（第253条第2項）
- 年金引当金の評価および表示を以下のように変更（第253条第1項、同第2項、第246条第2項）
  - ① 年金引当金の評価にあたり、将来の年金給付額を現在価値へ割引き計算する。
  - ② 年金引当金の評価にあたり、将来の給与および年金給付額の上昇傾向を考慮する。
  - ③ 年金給付額が有価証券の相場にリンクしているような年金契約の場合、当該有価証券の時価と最低保証給付額のいずれか高い方で年金引当金を評価する。
  - ④ 年金債務の履行の目的のみに使用可能で、かつ年金受給資格者以外の全債権者の求償権が排除されている資産がある場合、年金引当金は時価評価された当該資産と貸借対照表上で相殺表示する（これに関する損益は損益計算書上も相殺表示される）。
- 税効果会計を以下のように変更（第274条、第274a条第5号）
  - ① 繰延税金の計上基準の変更：これまでの損益計算書から導かれる繰延法から、貸借対照表から導かれる資産負債法に変更（適用税率は「差異発生時の税率」から「実際に適用されると想定される税率」に変更など）。

これにより、これまでの期間差異だけでなく、一時差異も計上対象となる。

当初の法案では、現行の「繰延税金負債の計上は義務、繰延税金資産の計上は任意」を「いずれも義務」に変更となっていたが、この点については、最終的には現行規定を変更しなかった。
  - ② 繰越欠損金による繰延税金資産：これまでは明確な基準はなかったが、多数説として繰越欠損金による繰延税金資産は計上禁止と理解されてきた。

新基準では「翌事業年度から5年の間で利益と相殺されることが想定されるもの」の繰延資産計上ができる。
- 外貨建て短期債権債務の為替換算基準の明文化と短期債権債務に対する為替差益計上義務の導入（第256a条）

これまでドイツの商法会計規定上、外貨建て債権債務に対する具体的な法規則は存在し

なかったため、短期・長期にかかわらず、「正規の簿記の原則」の理解として、為替差損の計上は義務、未実現利益である為替差益は計上禁止という会計実務となっていた。これを以下のように規定した。

- ① 決済期日（残存期間）が1年を超える長期債権債務は、電信仲値相場（TTM）で換算し、為替差損は計上し、為替差益は計上禁止（明文化）
  - ② 決済期日（残存期間）が1年以内の短期債権債務および公正価値評価される引当金と金融商品：電信仲値相場（TTM）で換算し、為替差損・差益ともに計上義務（新規規定）
- 上場・上場申請会社で連結決算書作成義務のない会社の個別決算書にキャッシュフロー計算書と株主持分増減変動表を追加（第264条第1項第2文）
  - 特別目的法人（SPE）の連結条件を支配・影響力の有無に変更（第290条第2項）  
SPEも連結範囲に含めることを主な目的として、SPEが連結対象となるか否かの条件を「経済的観点から、対象会社のビジネスチャンスとビジネスリスクの過半数が実質的に帰属しているか否かという支配・影響力の有無」とした。

### 3) 商法の税法に対する逆基準性を廃止し、商法会計を純粋な意味での企業会計にする

- 圧縮記帳・投資補助金の非課税処理のために設定する剰余金の部の特別科目に関連する規定の削除（旧第273条・旧第247条第3項の削除）
- 税務規定に基づく割増償却・特別償却・評価減などを商法会計上も認容する規定の削除（旧第279条第2項の削除・第254条の変更）
- 税務上、価値回復時の振戻し処理が不要とされているものについて商法会計上も認容する規定の削除（旧第280条第2項・同第3項の削除）
- 純粋に税法規定にのみ基づいて商法会計上も処理された減価償却や評価減については決算書や注記に表示しなければならないという規定の削除（旧第281条の削除）

なお、BilMoGでは商法の税法に対する逆基準性の原則は廃止したものの、「基準性の原則（日本の確定決算主義に対応するもの）」は堅持することになった。ところが、「基準性の原則」を規定する所得税法第5条第1項に追加された文章の解釈について、議論があり<sup>43</sup>、最終的には2010年3月にドイツ連邦財務省が公表した通達<sup>44</sup>で、条文通り、商法規定と税法で認められる処理方法が異なる結果をもたらす場合、課税所得計算目的では記録

<sup>43</sup> この論争については、千葉修身 [2010b] 276-288頁で詳しく紹介されている。

<sup>44</sup> Bundesministerium der Finanzen [2010]

簿の作成を条件として税法で認められる処理方法を使っても良いことが明らかにされた。この意味するところは、基準性原則を表面上は堅持することにし、申告調整という手段を大幅に取り入れる余地を規定することにより、表面上は商法決算書の課税所得計算機能を守りながら、実質的には財務会計と税務会計の分離の道を開いたものといえるものとなったのである。

#### 4) 情報提供目的の会計処理規定には配当制限を設ける（第268条第8項）

情報提供機能を重視することにより、未実現の利益が利益と認識されることも起こってくる。これを配当可能利益として株主への配当金として流出させると債権者の権利が阻害されることになる。そこで、未実現の利益に配当制限をかけることにより、商法決算書の債権者保護の機能を守ろうとするものである。

- 計上するか否かを選択できる自己創出の無形資産を計上した場合（第248条第2項）
- 計上するか否かを選択できる繰延税金資産を計上した場合（第274条）
- 年金債務の履行目的で保有する資産の時価評価益（第246条第2項）

#### 5) 決算作業の複雑化・高コスト化を中小企業に配慮したものにする

フランスやドイツのような大陸側の欧州には大きな企業は少なく、圧倒的に数の多い中小企業が経済の中心となっており、これらの中小企業にとって決算書の情報提供機能を向上することはほとんど意味のないことである。ドイツ政府にとっては、会計基準をIFRSsに近接化させ国際的に通用するものにするには、グローバル化しているドイツの大企業のさらなる国際的拡大および外国企業をドイツに呼び込むために必要であるが、これにより圧倒的に数の多い中小企業の決算作業が複雑化・高コスト化していくことを避ける方策も必要とされる。2009年のBilMoGでは以下の4種類の方策で中小企業に配慮することにしたのである。

- ① 小規模の個人事業者や人的会社（パートナーシップ）には複式簿記での記帳義務と財産目録作成義務を免除し、税法目的の単式簿記での記帳でよいとする（第241a条・第242条第4項）

小規模の定義 = 下記2条件をともに2年連続で満たす事業者・人的会社

◆ 売上：年€50万（約5,500万円）以下

◆ 利益：年€5万（約550万円）以下

- ② 1985年のBiRiLiGでEC指令に基づいて導入され、その後、数度にわたり改訂されていた大中小会社の区分の基準値は、2004年のBilReGにより2003年のEUによる

「規模基準修正指令」<sup>45</sup>に示された基準値よりも高い基準値を設定していたが、これをさらに表5のように引上げ、中小企業の枠をEU指令によるものよりも大幅に広げた（第267条）

表5：ドイツ商法267条による大中小会社区分（2009年改訂による）

	小会社	中会社	大会社
総資産	€ 4.84百万以下 (約5.3億円)	€ 19.25百万以下 (約21.2億円)	€ 19.25百万超 (約21.2億円)
売上高	€ 9.68百万以下 (約10.6億円)	€ 38.5百万以下 (約42.4億円)	€ 38.5百万超 (約42.4億円)
従業員数	50人以下	250人以下	250人超
3つの基準のうち2つ以上を2年連続で上回った場合に新しい規模区分に分類される			

出所：2009年改訂商法267条より筆者作成

- ③ 1985年のBiRiLiGでEC指令に基づいて導入され、その後、数度にわたり改訂されていた企業グループの連結決算書作成義務が免除される基準値は、2004年のBilReGにより2003年のEUによる「規模基準修正指令<sup>43</sup>」に示された基準値よりも高い基準値を設定していたが、これをさらに表6のように引上げ、ドイツ商法基準による連結決算書を作成する義務のない企業グループの枠をEU指令によるものよりも大幅に広げた（第293条）。

表6：ドイツ商法293条による連結決算書作成義務免除基準（2009年改訂による）

	単純合算ベース	連結ベース
総資産	€ 23.1百万以下 (約25.4億円)	€ 19.25百万以下 (約21.2億円)
売上高	€ 46.2百万以下 (約50.8億円)	€ 38.5百万以下 (約42.4億円)
従業員数	250人以下	
3つの基準のうち2つ以上を2年連続で下回った場合に連結決算書作成義務が免除される		

出所：2009年改訂商法293条より筆者作成

- ④ 税効果会計の適用にあたり、小会社と無限責任の人的会社には繰延税金資産の計上は認めず、繰延税金負債計上義務のみを負わせる（第274a条第5号）

<sup>45</sup> European Communities [2003a]

## 7. 2009年の会計基準近代化法（BilMoG）の意義とドイツ商法会計の今後の展望（まとめに代えて）

以上、ドイツの会計基準の国際化の進展を1985年の BiRiLiG から2009年の BilMoG まで見てきた。これらドイツ会計基準関連のできごとをドイツ内外の関連するできごとと並べ、主要なできごとの内容と意義を簡単に評価したものが表7である。

表7：ドイツ会計基準の国際化の進展

	ドイツ会計基準関連 のできごと	ドイツ内外でのできごと	その内容・意義
1957年		ローマ条約発効・EEC 発足	
1967年		ブリュッセル条約発効 EEC が EC へ発展	
1973年		国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, "IASC") 発 足	EC とは全く関係なく設立され、活 動を始めた民間組織
1978年		EC 指令「資本会社の個別決算書に 関する第4号指令」	EC による会計基準の調和・統一の 動きの始まり（ただし、様々な妥協 が盛り込まれていた）
1983年		EC 指令「資本会社の連結決算書に 関する第7号指令」	
1985年	BiRiLiG (決算基準法)		ドイツ商法に EC の第4号・第7号 指令（個別・連結の会計指令）を導 入
1993年		欧州単一市場開始	
		マーストリヒト条約発効 EC が EU へ発展	
		Daimler-Benz 社によるニューヨー ク証券取引所への上場	会計基準の差が決算数値に与える影 響の大きさの認識と2つの基準に基 づく決算書作成の手間と高コストの 認識
1995年		EU 委員会の意見書「会計の調和： 国際的調和のための新たな戦略」	EU の会計基準の調和・統一に対す る戦略の転換（IAS を通じての会計 基準の統一と EU 主導での世界基準 の標準化へ）
1998年	KapAEG (資本調達容易化法) KontraG (企業領域統制・透 明化法)		ドイツ商法に基づく連結決算書の代 替として米国基準と IAS を認容＋ 上場企業の連結決算書にキャッシュ フロー計算書とセグメント報告を追 加＋ドイツ会計で決算書の情報提供 機能を意識することの始まり
1999年		ユーロ導入	
		エンロン事件	米国による IFRSs への関心の始ま り

2001年		国際会計基準委員会 (IASC) が国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, "IASB") に発展	
		EU 公正価値指令	
2002年		ユーロ紙幣・硬貨の流通開始 (ユーロ導入国の既存の紙幣・硬貨の流通禁止)	
		ワールド・コム事件	米国による IFRSs への関心を促進
		EU による国際会計基準適用規則	EU 加盟国の上場企業の連結決算書に IFRSs を強制適用することを規定
		ノーワーク合意	IFRSs と米国基準との収斂を目指す合意
2003年		EU 会計法現代化指令	
2004年	BilReG (会計関連法制改革法)		2002年の EU 規則のドイツ商法への導入
2005年	会計基準近代化法に対するドイツ基準設定審議会 (DSR) の提案		ドイツ固有の商法会計基準の国際化を IFRSs の考え方を導入することにより目指すことを提案
2008年		リーマン・ブラザーズの破たんとこれに対処するための米国 SEC と IASB による時価会計の緩和措置	BilMoG に公正価値評価を全面的に導入することを思いとどまらせた要因と考えられる
2009年	BilMoG (会計基準近代化法)		ドイツ商法に基づく個別決算書の IFRSs への近接化 (の始まり)

出所：本小稿のまとめとして、筆者作成

2010年11月現在、ドイツ商法では2004年 BilReG により上場・上場申請会社の連結決算は IFRSs を強制適用、非上場・非上場申請会社の連結決算はドイツ商法基準と IFRSs の選択適用、全ての会社の個別決算書はドイツ商法基準を強制適用 (大会社には IFRSs で作成された個別決算書の開示が認められているが、その場合でもドイツ商法基準の個別決算書の作成は強制) となっている<sup>46</sup>。

2009年の BilMoG ではドイツ商法基準で作成される連結決算書と個別決算書を国際的な時流である情報提供機能を重視したものにより、ドイツのグローバル企業の国際展開に役立てようとするものであったと考えられる。他方、1995年の EU 委員会の意見書「会計の調和：国際的調和のための新たな戦略」により、EU の会計基準の調和・統一の戦略は、それまでの「EU 加盟国内の会計基準の統一」から「IAS を通じての EU の会計基準の統一・調和 プラス EU 主導での世界基準の標準化 (米国会計基準の可能な限

<sup>46</sup> すなわち、表4が現在も適用されているということである。



りの排除)」に移ってきており、ドイツは、EUの主要国として、このEUの戦略を上場・上場申請会社の連結決算では歩調を合わせざるを得ないのであるが、非上場・非上場申請会社の連結決算と全ての会社の個別決算は（少なくとも個別決算は）ドイツ独自の意思で決めようという強い意図が見えるのが2009年のBilMoGだということもできる。

BilMoGの法案段階では含まれていた公正価値評価の導入は、法案審議中に起こったりーマン・ブラザーズの破たんとこれに対処するための米国SECとIASBによる時価会計の緩和措置がなければ、そのまま可決されていたかも知れないが、この事件が大きく影響して公正価値評価のドイツ商法会計への導入は限られたものになったことは否めない。ただ、結果的に公正価値評価のドイツ商法会計への導入は限られたものになったが、そうかと言ってドイツ商法会計基準が中途半端なものになったと結論付ける訳ではない。

2009年のBilMoGは、商法基準による決算書の情報提供機能を強化するにあたり、まずは手間がかかりコストがかかり情報提供機能の意味がほとんど見いだせない中小企業の決算書をその枠からはずすという方向性を明確に打ち出したことが大きく評価できよう。これは2009年7月にIASBから出された「中小企業向けIFRS」<sup>47</sup>の方向性と一致するものである。

次に、BilMoGではまだ数多くは取り入れられていないが情報提供機能重視の会計処理規定に対して配当制限規定を対応させることにより、商法決算書に情報提供機能を取り入れながら分配利益算定機能も残し、情報提供機能を拡大しても商法決算書の債権者保護目的を消失させないという道を示した功績も大きい。

さらに、BilMoGでは商法の税法に対する逆基準性規定を廃止し商法会計基準を純粋な意味での企業会計にする意思を明確にしたが、商法の税法に対する基準性の原則の規定は残した。ただし、これは表面的な「たてまえ」であり、所得税法に明確に「商法会計基準と異なる処理の選択」を認める規定を入れることにより、商法決算書の情報提供機能が拡大した場合でも申告調整という手段を大幅に利用することで商法決算書の課税所得計算機能を守ることができる下地を作ったことも指摘しておきたい。

米国および欧州の経済の低迷が続く、公正価値評価による会計に対する政策的な介入で企業会計が歪むという経験により、公正価値評価による会計に対するアンチテーゼとなったとして2009年のBilMoGを捉えるのではなく、あくまでも公正価値評価による会計の導入にあたっての歯止めおよび将来的に公正価値評価による会計を大幅に導入した場合でも情報提供機能以外の機能との調整ができる方策を2009BilMoGは示したと捉えるべきと考える。これにより、ドイツの商法会計基準はさらに情報提供機能重視のものに進んで行く

<sup>47</sup> IASB [2009]

ことが可能になったと結論するものである。

### 参考資料／参考文献

- Biener [1990] Aktenvermerk über die Besprechung im Justizministerium bei Herrn Ministerialrat Biener. Problem Rechtsverordnung nach § 292 HGB. Düsseldorf.
- Bundesministerium der Finanzen [2010] BMF-Schreiben vom 12. März 2010: Maßgeblichkeit der handelsrechtlichen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung für die steuerliche Gewinnermittlung; Änderung des § 5 Absatz 1 EStG durch das Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz-BilMoG) vom 15. Mai 2009-IV C6-S 2133/09/10001 -(2010/0188935)-
- Commission of the European Communities [1995] Communication from the Commission-Accounting harmonization; A new strategy vis-à-vis international harmonisation, Communication from the Commission. COM (95) 508.
- Commission of the European Communities [1999] Communication from the Commission-Implementing the framework for financial markets : action plan, COM (1999) 232.
- Commission of the European Communities [2000] Communication from the Commission to the Council and the European Parliament-EU Financial Reporting Strategy : the way forward, COM (2000) 359.
- Deutsche Standardisierungsrat [2005] Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz.
- European Communities [2001] Directive 2001/65/EC of the European Parliament and of the Council of 27 September 2001. Official Journal of the European Union.
- European Communities [2002] Regulation (EC) No 1606/2002 of the European parliament and of the council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards. Official Journal of the European Communities.
- European Communities [2003a] Council directive 2003/38/EC of 13 May 2003. Official Journal of the European Union.
- European Communities [2003b] Directive 2003/51/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2003. Official Journal of the European Union.
- European Economic Community [1978] Fourth Council Directive 78/660/EEC of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies.
- European Economic Community [1983] Seventh Council Directive 83/349/EEC of 13 June 1983 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on consolidated accounts.
- European Economic Community [1984] Eighth Council Directive 84/253/EEC of 10 April 1984 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the approval of persons responsible for

carrying out the statutory audits of accounting documents.

Feld, Dr.Klaus-Peter・Breker, Dr.Norbert [2009] Rechnungslegung und Abschlussprüfung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz-Wesentliche Änderungen in HGB, AktG und WPO. Vortrags- und Diskussionsveranstaltung der IDW Landesgruppe Bayern. Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., Düsseldorf.

Freericks, W. [1976] Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht in Handels- und Steuerbilanz (W・フレリックス著・大阪産業大会計研究室訳 [1986] 『現代の会計制度 第一巻 商法編』 森山書店)

IASB [2009] International Financial Reporting Standard (IFRS) designed for use by small and medium-sized entities (SMEs).

Reghavan and Sesit [Oct. 5, 1993] Financing Boom: Foreign Firms Raise More and More Money in the U.S. Markets-Privatizations Are a Factor, Many Concerns Seem Set To Agree to SEC's Rules-Today's Daimler-Benz Issue. The Wall Street Journal.

Ernst & Young [2008] ドイツ ニュースレター Newsletter 2008 No.1 (April).

Ernst & Young [2009a] JBS German Newsletter, Issue 2, Apr. 2009.

Ernst & Young [2009b] JBS German Newsletter, Issue 3, Sept. 2009.

池田良一 [2000] 「ドイツにおける監査役会制度」『セミナー資料』 PricewaterhouseCoopers.

池田良一 [2009] 「ドイツにおける会計基準の改革とコーポレート・ガバナンスの強化」『監査役』 No.558, 70-82頁

井戸一元 [2001] 「ドイツの財務報告」『豊橋創造大学紀要』 第5号, 25-44頁

大沢壮吉・新井武広 [1990] 「東京証券取引所からデュッセルドルフ日本商工会議所宛ての書簡」 東京証券取引所上場部長 大沢壮吉, 同上場部上場総務課課長代理 新井武広.

木下勝一 [1996] 「ドイツ財務会計制度の伝統と国際的調和化論のなかでの対応」『会計』 第149巻 第3号, 32-43頁

KPMG [2009] ニュースレター (海外情報) 2009年8月.

KPMG [2010] ニュースレター (海外情報) 2010年1月.

佐藤誠二 [2005] 「ドイツ会計改革の進展と2005年以降の課題」『会計』 第167巻第6号, 32-47頁

佐藤誠二 [2009] 「ドイツにおける IFRS 導入と基準性原則 会社規模別緩和策」『会計・監査ジャーナル』 2009 Aug., 69-77頁

佐藤誠二・稲見亨 [1998] 「国際資本市場へのドイツ商法会計への対応 (2)」『会計』 第154巻第5号, 75-84頁

佐藤誠二・木下勝一・稲見亨・佐藤博明 [2007] 『EU・ドイツの会計制度改革』 森山書店.

潮崎智美 [2009] 「ドイツ会計制度改革の本質的特徴」『国際会計研究学会年報2008年度』, 35-47頁

鈴木義夫 [2000] 『ドイツ会計制度改革論』 森山書店.

千葉修身 [2010a] 「BilMog とその草案の比較表」『明大商学論叢』 第92巻第1号, 47-183頁

千葉修身 [2010b] 「ドイツ連邦財務省『基準性』 通達の含意」『会計』 第178巻 第2号, 276-288

頁

- デュッセルドルフ日本商工会議所（太田晃弘監修）[1986]『西ドイツの決算基準法』デュッセルドルフ日本商工会議所.
- 中田清 [2006]「ドイツ会計制度の国際化」『修道商学』第46巻第2号, 119-147頁
- 日本経済新聞 [2008] 社説 2008年10月27日.
- 東良徳一 [1988a]「EC 第4指令『有限責任会社の決算』の各国での導入状況」『会計ジャーナル』Vol.20 No.2, 174-175頁
- 東良徳一 [1988b]「EC 第4指令『有限責任会社の決算』の各国での導入状況（2）」『会計ジャーナル』Vol.20 No.5, 190-191頁
- 東良徳一 [2000]「国際会計基準とドイツ会計基準」『PricewaterhouseCoopers セミナー資料』PricewaterhouseCoopers.
- 平松一夫 [1998]「フランスとドイツにおける会計基準設定機関の国際化対応」『會計』第154巻第3号, 1-11頁
- PwC Deutsche Revision [2001] Progress with Clients No. 2-01.
- PwC Deutsche Revision [2004] Progress with Clients No. 3-04.